

## 2024年度（令和6年度）福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス 委託契約書（案）

福山市（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）は、福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービスについて、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 発注者は福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス実施要綱（以下「要綱」という。）及び別紙仕様書に定める業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託する。

（委託業務の実施方法）

第2条 受注者は、委託業務の実施にあたっては、要綱及びこの契約書並びに発注者の指示するところに従い、誠実かつ適正に遂行しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、2024年（令和6年）〇〇月〇〇日から2025年（令和7年）3月31日までとする。

（委託料）

第4条 発注者は受注者に対し、委託業務の実施に要する費用として、サービス提供1回当たり2,720円から、介護保険負担割合証に記載の負担割合で計算した利用者の負担額（以下、「利用者負担額」という。）を除く金額を委託料として支払うものとする。なお、本事業は消費税非課税の対象である。

2 受注者は、委託料について、当月分を翌月10日までに発注者に請求するものとし、発注者はこの請求を受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（利用料）

第5条 受注者は、利用料として前条の利用者負担額を利用者から徴収する。

2 前項の利用料は、受注者の収入として取り扱うものとする。

（実施報告）

第6条 受注者は、別に定める様式により、当月分の実績報告書を作成し、翌月の10日までに発注者に提出しなければならない。ただし、3月の実績報告書は、3月31日までに発注者に提出しなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あ

らかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。

(調査等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者から委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は委託業務の実施状況を調査することができる。

2 発注者は前項の調査等により必要があると認めたときは、受注者に対し必要な措置を講じるよう求めることができる。

(報告義務等)

第9条 受注者は、委託業務の実施にあたって、次の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 委託業務の実施にあたって事故が発生したとき。

(2) 委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがあるとき。

(契約解除事項)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、この契約に違反したとき。

(2) 受注者が、この契約を誠実に履行する見込がないと発注者が認めるとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできないものとする。

3 受注者は、第1項の規定により契約が解除されたときは、解除の日までに実施した委託業務の実績を速やかに発注者に報告しなければならない。

4 発注者は、前項の報告を受けたときは、発注者が認定する委託料相当額を受注者に支払うものとし、受注者は、これに異議を申立てないものとする。

(損害賠償)

第11条 受注者は、その責に帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等)

第12条 受注者は、委託業務に係る経理に関する書類及び事業実施に関する書類を整備し、契約期間の終了後5年間これを保存しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用

し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。

3 個人情報保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(合意管轄)

第14条 この契約から生ずる紛争に関する第1審裁判所は、発注者の所在地を管轄する裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じて発注者、受注者が協議して処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年（令和6年）〇〇月〇〇日

発注者 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝広 直幹

受注者